

2011.04.27（骨子案解説書案）

（仮称） 流山市街づくり条例骨子案と解説

※第7回まちづくり条例検討委員会では、5pから19p（第2章、第3章、第4章）を資料として提出する。他の章は、第8回まちづくり条例検討委員会以降に順次提案する。

（仮称）流山街づくり条例骨子案解説

## 1、まちづくり条例の法的性格

この条例は、憲法及び地方自治法（「自治立法権」）に基づき定める自主的条例であり、都市計画法により地方公共団体の条例に委任をされている事項も含み制定するものである。

市では自治基本条例が制定されており、この条例は流山市自治基本条例に基づき定めるものである。

なお、この条例は、都市計画、土地利用等の分野に係る条例であり、福祉等のまちづくりと区別するために「街づくり」と表記する。

地方自治法の自治立法権（地方自治法第14条第1項）に基づき定める自主的条例として制定するとともに、都市計画法の委任に基づいて都市計画の手続き（都市計画法第17条の2）及び地区計画の手続き（法第16条第2項、第3項）について定める。

## 2、条例制定の背景

①流山市は、都心に近い都市であり宅地化の圧力が高い街である一方、緑地、市街化調整区域の農地、緑地、良好な住宅地として形成されてきている、という特性を持っている。

②これまで市は、グリーンチェーン戦略の推進、北部の良好な住宅地の誘導、都市基盤整備、新しい拠点づくり、企業立地に取組んできた。また、市民によるみどりの保全活動、住宅地の環境保全の活動も活発に取り組まれてきた。

③市街地形成上の課題としては、ア）低層な住宅地における高層建築物等の大規模建築物の立地による周辺環境との不整合、イ）良好な戸建て住宅団地の居住環境の維持保全、ウ）宅地化等による緑地の減少、エ）中心市街地の活性化、生活基盤施設未整備地区の整備等が挙げられる。

④今後、「都心から一番近い森のまち」を目指して、また民間の活力を有効に活用し魅力あるブランド力を発揮した持続可能な“誇り”ある都市づくりが必要であり、その際に、ア）グリーンチェーン戦略の推進、イ）環境に配慮した良好な低炭素型建築物の誘導、ウ）中心市街地や未整備地区の生活基盤整備、エ）住民による身近な地区街づくり、オ）市民との協働による街づくりが求められている。

### 3、条例骨子案の解説

#### 第1章総則

##### 1) 目的

- ①「都心から一番近い森のまち」を目指し「環境創外型街づくり」（仮称）を推進することによって、魅力ある街を形成するため、
- ②ア）都市計画法等の委任に基づいて市民参画の充実を図るとともに、イ）流山市自治基本条例の理念にのっとり、市独自の街づくりに関する制度を創設することにより
- ③市民との協働により、公共の福祉を実現することを目的とするものである。

参考

流山市自治本条例

（基本理念）

**第4条** この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。

- (1) 市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。
- (2) 市民等、市及び議会は、基本的人権を最大限に尊重しなければなりません。
- (3) 市及び議会は、市民の信託に誠実に応じなければなりません。
- (4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に情報提供を行うとともに、十分な説明責任を果たさなければなりません。
- (5) 市及び議会は、市民等が市政に参加できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。
- (6) 市民等、市及び議会は、協働による街づくりを推進していくものとします。

##### 2) 定義

(略) 街づくり、市民、近隣住民、開発事業、環境創外型都市、その他

○条例起案の段階で定義を検討する。

##### 3) 責務

- ①市長の責務
- ②地権者（土地所有者・借地権者）
- ③開発事業者の責務
- ④市民の責務

○市、地権者、開発事業者、市民それぞれの責務を規定する。

#### 4) 基本理念

- ①市は、グリーンチェーン戦略、環境に配慮した街づくりを行なうため必要な施策を講じなければならない。
- ②開発や建築等は周辺の環境と調和し、かつグリーンチェーン戦略、環境配慮型街づくり（仮称）に貢献しなければならない。
- ③市民は、街づくりに提案する権利を有するとともに、街づくりに参加しあるいは貢献する義務を有する。
- ④街づくりは、市民、地権者、開発事業者、市長との協働により実現されるものであることを相互に確認し、都市空間の持つ公共性を自覚して土地を利用し、また街づくりに参加しなければならない。

- 1、街づくりにあたっての基本的理念を定める。
- 2、理念については、検討委員会の検討に委ねる。

## 第2章「計画」

### 1) 街づくりに関する計画

- ① 都市計画マスタープラン
- ② 景観計画
- ③ 緑の基本計画
- ④ 環境行動基本計画
- ⑤ 地区街づくり計画
- ⑥ その他規則で定めるもの

### 2) 街づくりに関する計画の実現責務

- ① 市長は、街づくりに関する計画を実現するよう努めなければならない。
- ② 地権者及び開発事業者は、土地利用に当たっては街づくりに関する計画を遵守するよう努めなければならない。
- ③ 市民は、街づくりに関する計画を尊重し協力をするよう努めなければならない。

1、「まちづくり」とは広く自治、福祉、教育等の分野全般にわたって使われている用語であることから、本条例では都市計画、土地利用等の分野に係る条例であるので、「街づくり」と表記することとする。

2、1) は、街づくりの分野に関するマスタープラン、本条例で定める計画を列挙する。

3、1) の①から④については、市で定めている計画。⑤については、本条例で創設する地区レベルの街づくり計画。⑥については、その他列挙する必要がある計画を規則に位置づける。

4、2) については、街づくりに関する計画等の実効性を確保するための①市、②地権者（土地所有者又は借地権者）及び開発事業者（一定の開発又は建築等を行う者）、③市民の責務を定める。

### 3) 都市計画マスタープランの手続き

- ① 市長は、都市計画マスタープランの策定（改定も含む）にあたっては、あらかじめ市民の意見を聴き又は反映するため必要な措置を講じなければならない。
- ② 市長は、都市計画マスタープランを策定又は改定したときは、これを公開しなければならない。

1、都市計画マスタープランの計画の基本的な手続き等を定める。

参考

都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

第3章 協働による街づくり

1、第3章は、市民による「街づくり提案」制度及び「地区街づくり」制度を定める。

2、「街づくり提案」制度は、都市計画提案制度（法定事項）、地区計画申し出制度（法定事項）、建築協定（法定事項）については、提案事項が限定されるとともに合意形成のハードルが高いことから、街づくりの分野について広く市民からの提案が受けられるように、また市が市民との協働若しくは市民同士の協働により街づくりが推進されるように定めるものである。

3、「地区街づくり」制度は、住宅地、商店街等市民にとって身近な単位の街づくりを市民が主体となって、市と協働して街づくりを推進するため必要な規定を定める

4、「地区街づくり」とは、地区住民が地区街づくり協議会を設立し、地区住民が主体となって土地利用のルールや地区レベルの施設に関する計画を地区街づくり計画として定め、市と市民又は市民同士が協働して地区街づくりを推進する仕組みである。

5、生活基盤施設が未整備な地区や駅前あるいは本町地区等の既存市街地のように市が政策的重点的に地区街づくりを進めるべき地区について、市と市民又は市民同士が協働して地区街づくりを推進する「市の要請型地区街づくり」制度を設ける。

1) 街づくり提案

- ① 提案者
- ② 提案要件
- ③ 提案手続
- ④ 市民街づくり事業

1、「街づくり提案」とは、市民が主体となって行なう街づくりに関する提案で、都市計画及び街づくりに関する計画（地区街づくり計画は除く）についての提案をいう。

2、①は、NPO等（都市計画法第21条の2 第2項で規定する団体）、自治会、商店街、地区街づくり協議会、市民により構成された街づくり組織（登録制度）とする。

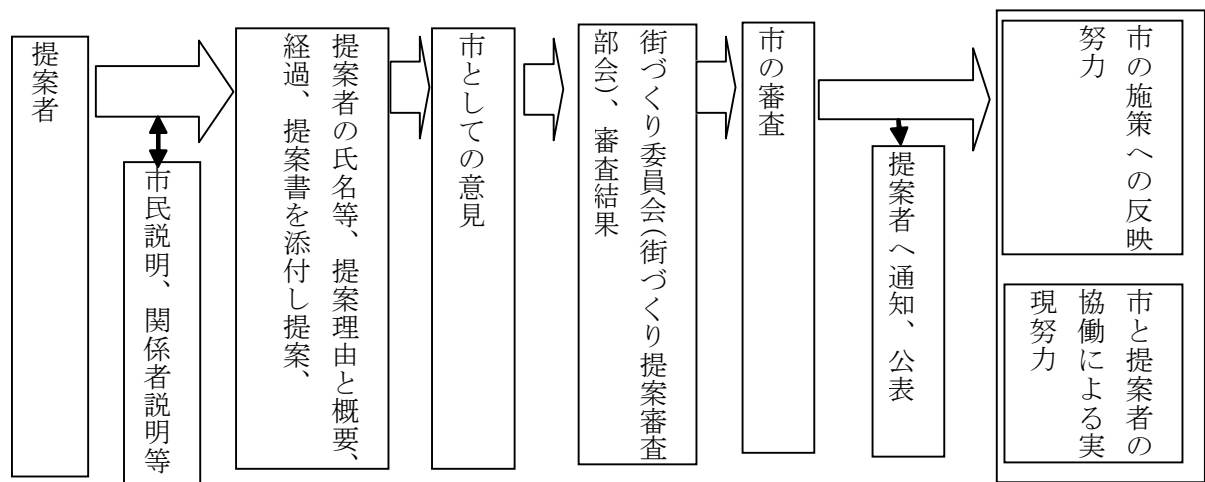
3、②は、都市計画に関する「街づくり提案」については、都市計画提案制度に準拠し制度化することを検討する。その際、市民が主体となって行なう街づくりに関する提案については、市民が担う街づくりの実効性を審査することとし、その他の市等が行う街づくりに関する提案については、市民への周知、説明会の開催、市民意見の聴取を義務づける。

4、③は、提案の書式、提出書類等を定める。「街づくり提案」について、市は提案に関する意見を付して公表する。

5、「街づくり提案」は、街づくり委員会に設置する街づくり提案審査部会において、提案者が市と協働して、また市民同士が協働して提案の実現への努力を行なうことについて提案内容を審査し、その採否、市の施策への反映方法等について市に提言する。

6、市長は、街づくり提案審査部会の意見に基づいて提案の採否や実現方策について検討し、検討結果を提案者に通知するとともに公表する。

7、なお、市民が主体となって行なう街づくりに関する提案は、街づくりに関するイベントの開催、中心市街地活性化の取り組み、公共空間や市街地のバリアフリーの促進、緑地等の管理や緑化の促進等が想定され、これらの活動に関する支援として活動の発表交流会、助成措置等を別途検討する。



参考

自治基本条例の規定

（提案制度）

第 14 条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。

2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

仮称市民参加条例の検討事項

別紙

街づくり条例で想定される提案

「街づくり」の領域について

都市施設、都市計画、その他の土地利用規制等に関する事項

都市施設等の管理運営、利用に関する事項

地区計画、地区街づくりに関する提案については、別途地区計画申し出制度、地区街づくり提案制度があることから、除外する。

## 2) 街づくり組織

- ① 地区街づくりグループ（登録制度）
- ② 地区街づくり協議会（設立案件、認定の申請、認定）
- ③ 認定要件（多数の参加、公開性、住民の参加を妨げない、規約、なお規約についてはモデルを提示）

1、市民は、地区街づくりを推進することを目的として地区街づくりグループを組織したときは、市にその登録を申請できる（同一地区における住民が 10 人以上いることを目安とする）。市長は、当該申請に基づいて登録し、地区街づくりグループに対して、情報の提供、技術的な支援等を行なうことができる。

2、市民は、「地区街づくり計画」を策定し、地区の街づくりを推進することを目的として地区街づくり組織を結成し、市長に地区街づくり協議会として認定するよう申請ができる。市長は、規則で定めるところによりこれを地区街づくり協議会として認定することができる。

3、認定要件として、以下の事項を規則で定める。

- ① 概ね 3,000 m<sup>2</sup>以上の一団の土地（地形地物で区分されている土地）
- ② 地区街づくり協議会の範囲の合理性



- ③ 当該区域の市民の過半が参加していると認められること
- ④ 当該地区の市民に対して公開されていること
- ⑤ 規約が定められていること

4、自治会及び商店街組織等については、当該組織が地区街づくり協議会と同等又はそれ以上の定めがある場合は、当該組織を団体からの申請に基づいて地区街づくり協議会として認定することができる。

5、なお、地区街づくり協議会の運営にあたって、市長は認定要件に照らして適合してないと認めた場合、または地区街づくり協議会から解散の届出が出された場合は、市長は認定を取り消すことができる。

### 3) 地区街づくり計画

- ① 地区街づくり計画案の提案（地区街づくりルール、地区街づくりプラン）
- ② 地区街づくり計画案の提案手続
- ③ 地区街づくり計画の認定
- ④ 認定要件（説明会の開催、3分の2以上の合意、市の街づくり計画への整合）

1、地区街づくり協議会は、地区の街づくりを推進するため、「地区街づくり計画」の案を作成し市長に提案することができる。

2、「地区街づくり計画」の案の提案にあたっては、地区の市民及びその区域内の地権者に対して説明会を開催し、その案を説明するとともに、合意形成を行なう。

3、市長は、地区街づくり協議会から「地区街づくり計画」の案が提案されたときは、規則で定めるところにより「地区街づくり計画」として認定することができる。

4、認定要件として、以下の事項を規則で定める。

- ① 区域が地形地物で明確に区分されていること。意図的な区域設定となっていないこと。
- ② 地区内の地権者に対して必要な情報の提供、説明会の開催等を実施していること。
- ③ 地区内の地権者（地権者数及び面積）の2/3以上の合意を得ていること。
- ④ 「地区街づくり計画」の案が、街づくりに関する計画、その他関係法令及び市が定める条例等に整合していること。
- ⑤ 「地区街づくり計画」の案が合理的な内容（当該区域内の地権者の土地利用等について過度な不利益を与える内容となっていないこと等）となっていること。
- ⑥ その他
- ⑦ なお、詳細については、ガイドラインとして別に定めることとする。

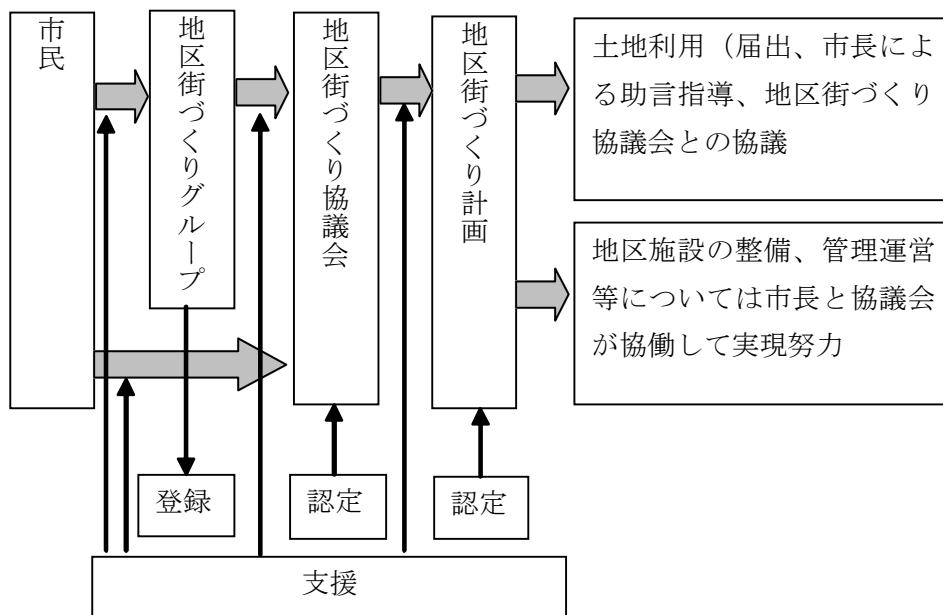
**4) 地区街づくり計画の推進**

- ① 建築、土地利用の変更等の届出義務
- ② 地区街づくり計画に照らし、地権者又は開発事業者に対する市長の指導助言
- ③ 事業者の建築等にあって、地区街づくり協議会との協議
- ④ 地区街づくり計画の実施（協力、実現努力）

1、地権者又は開発事業者は、「地区街づくり計画」の区域内で開発事業等（開発行為、建築行為、建築物の用途の変更、大規模修繕、建築物の形態意匠色彩の変更、看板等の設置、その他土地利用を改変する行為）を行おうとするときは、市長に開発計画（開発事業等の計画）を届出、市長は当該区域で行われる事業について、地区街づくり計画に照らし地権者又は開発事業者に対して必要な指導助言を行なうことができる。

2、地権者または開発事業者は、地区街づくり計画の区域内で開発事業等を行おうとするときは、地区街づくり協議会と協議しなければならない。

3、市長と地区街づくり協議会は、協働して地区街づくり計画の実現に努めなければならない。



**5) 地区街づくりの要請**

- ① 市長は、特に地区街づくりを推進する必要があると認める地区について、当該地区住民に対して地区街づくり協議会を設置し、地区街づくりを推進するよう要請することができる。

1、市長は、政策的に特に地区街づくりを重点的に推進する必要があると認めた地区については、当該地区の市民に対して、地区街づくり協議会を設立し、地区街づくりを推進するように要請することができる。

2、要件は、以下の事項を規則で定める。

- ①既成市街地で、計画的に地区街づくりを推進する必要があると認める地区
- ②駅前等で、市民の利便性の向上と魅力ある街づくりを推進する必要があると認めた地区
- ③中心市街地等で魅力ある街づくりを推進する必要があると認めた地区
- ④その他、街づくりに関する計画で、特に重点的な整備または土地利用の誘導が必要であると認めた地区

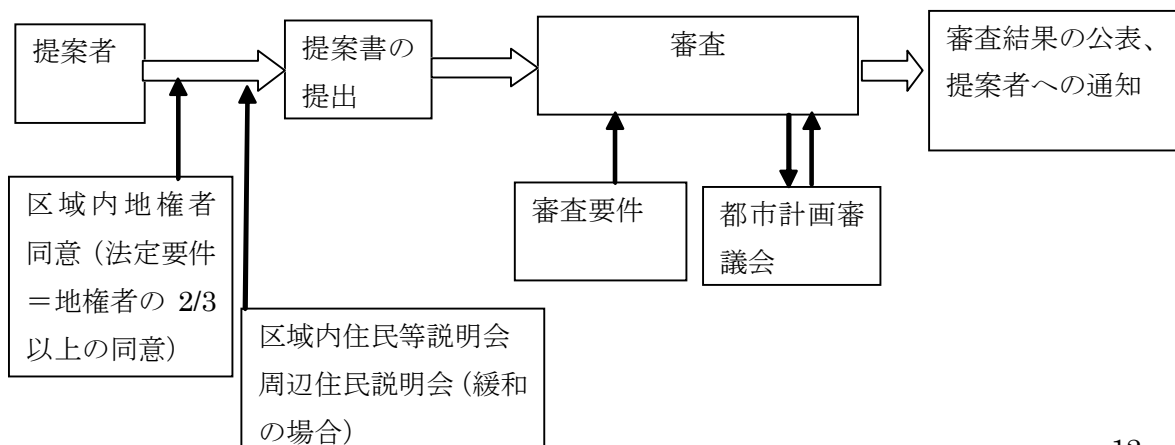
#### 第4章 都市計画提案及び地区計画の手続き等

- 1、第4章は、都市計画法に基づく都市計画提案制度、地区計画等の手続き及び建築基準法に基づく建築協定の手続きについて定める。
- 2、都市計画法第21条の2（「都市計画の決定等の提案」）の規定に関し同条第2項の条例への委任規定に基づいて提案できる者を追加するとともに、同提案制度の円滑な運用を図るために提案にあたっての手続き及び審査要件について定める。
- 3、都市計画法第16条（「公聴会の開催等」）第2項及び第3項の規定に基づいて地区計画案の手続き及び住民等による地区計画等の案の申し出制度について法の委任を受けて定める。
- 4、建築基準法第69条第1項（「建築協定」）の建築協定に関する委任に基づいてその手続き等を定める。

##### 1) 都市計画提案

- ① 提案者（委任事項）
- ② 提案手続
- ③ 審査要件（地権者等への説明義務、市の街づくり計画との整合等）

- 1、提案者は、法定委任事項で、都市計画法第21条の2で規定されている者（第1項）、団体（第2項）のほか、同条第2項の委任に基づいてこの条例で定める「地区街づくり協議会」等も提案できる団体として追加する。
- 2、提案手続は、当該提案制度の円滑な運用を図るため都市計画提案にあたって提案する区域に係る地権者等への説明、提案にあたっての必要資料の添付等（説明会議事録、関係地権者等の意見の概要）の手続きについて定める。
- 3、審査要件は、都市計画法第21条の3（「市町村の判断」）について、あらかじめ審査要件をこの条例で定める。具体的には、提案区域及び提案理由の合理性、提案手続の遵守、この条例に定める「計画」との整合、市の条例、規則等との整合、提案区域の周辺環境への配慮等。



参考

1、都市計画

（定義）

第四条

この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより

第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

（都市施設）

#### 第十一条

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 市場、と畜場又は火葬場
- 八 一団地の住宅施設（一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- 九 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- 十 流通業務団地
- 十一 その他政令で定める施設

#### 2、市の都市計画

市の都市計画は、地区計画、特別用途地区、高度地区、防火地域又は準防火地域、景観地区、10ha未満の風致地区、3ha以下の市街地再開発事業、50ha以下の土地区画整理事業、4車線未満の都市計画道路、10ha未満の公園等であり、用途地域等他は県の都市計画である。

#### 3、都市計画提案制度

（都市計画の決定等の提案）

#### 第二十一条の二

都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上

権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

（計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等）

#### 第二十一条の三

都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

#### 第二十一条の四

都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする

る場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

#### 第二十一条の五

都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

## 2) 地区計画決定手続

- ① 提案の申し出人（委任事項）
- ② 申し出手続き（委任事項）
- ③ 提案にあたっての配慮事項（合意、提案内容等⇒ガイド作成）
- ④ 決定手続（委任事項）

1、地区計画については、市では手続き条例を制定しているが、申し出制度（法定）については条例を制定していない。このことから、申し出制度について条例で手続き等を加え、地区計画の手続きを街づくり条例で定めることとする。

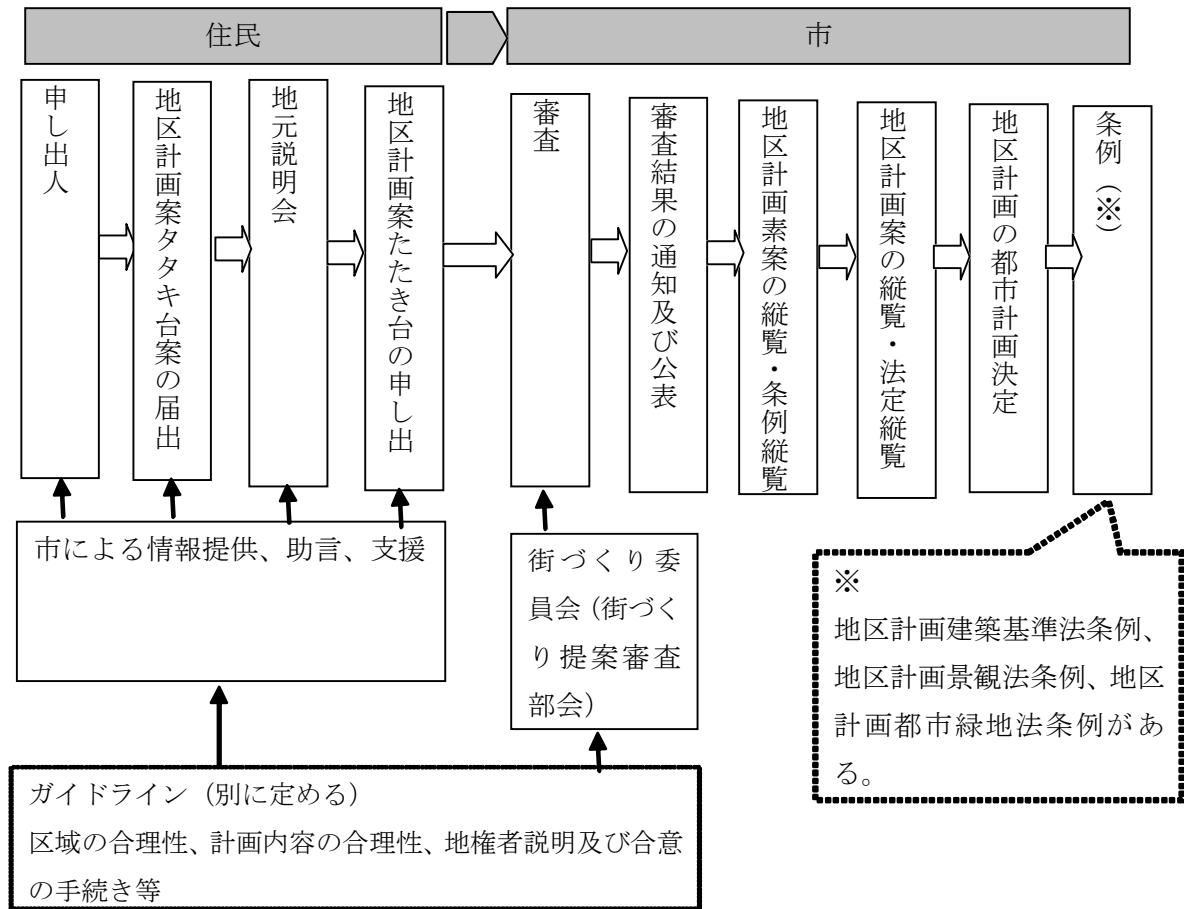
2、地区計画案の申し出人を、地権者のほか地区街づくり協議会、NPO等（都市計画法第21条の2 第2項で規定する団体）とする。

3、区域内の住民等及び周辺地区の住民等への説明会の開催を定める。また、申し出に対する審査の手続き及び結果の公表等を定める。

4、提案区域及び提案理由の合理性、地権者の賛同の状況、提案手続の遵守、市の条例、規則等との整合、提案区域の周辺環境への配慮等を定める。なお、詳細は地区計画のガイドライン（地区計画の案の内容に応じて当該区域の地権者の9割の賛同を得ていること、9割の算定方法等のガイドライン）で定める。

5、現行の地区計画の手続は、街づくり条例に移行する。





参考

(公聴会の開催等)

第十六条

都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。

流山市地区計画等の案の作成手続に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第16条第2項の規定により、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の

原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法について必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

**第2条** 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

**第3条** 法第16条第2項に規定する者は、前条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**3) 建築協定の手続き（委任事項）**

①趣旨 ②協定事項 ③協定区域 ④委任

1、建築基準法第69条第1項（「建築協定」）の建築協定に関する委任に基づいてその手続き等を定める。

(参考)

○ 流山市建築協定条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第69条の規定に基づき、建築協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

**第2条** 本市の都市計画区域内において、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定することができる。

(協定区域)

**第3条** 法第69条の規定による建築協定をすることができる区域は、住宅地の環境を保護し、又は商店街の利便を維持増進するため必要と認める区域内で、市長が告示して定める区域とする。

(委任)

**第4条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(昭和49年3月規則第1号で、同49年7月1日から施行)

## 資料

## 街づくりに関する提案制度等の一覧

制度	法的性格	概要	提案者
1、街づくり提案制度	独自制度	1、都市計画、緑地の保全や活用や再開発の促進等の土地利用及びバリアフリーの推進のあり方等の街づくりについて、市民の提案を受けて、市と市民又は市民同士が協働して街づくりを行なう制度 2、地区街づくりは除外する。	NPO等、自治会、商店街、地区街づくり協議会、市民による街づくり組織
2、地区街づくり提案制度	独自制度	市民にとって身近な地区を単位として、土地利用のルール、地区レベルの道路や公園、緑地の整備・改良、バリアフリー等に関する市民の提案によって協働した街づくりを推進するための制度	地区街づくり協議会
3、地区街づくり要請制度	独自制度	市長の要請により地区街づくりを推進するための制度（生活基盤施設が未整備な地区、駅前や中心市街地等）	市長による要請（地区街づくり協議会）
4、都市計画提案制度	都市計画法（+一部独自制度）	市が権限を持つ都市計画について、地権者の2/3（地権者数、面積）以上の同意を得て市長に提案する制度	地権者、NPO等、地区街づくり協議会等
5、地区計画申し出制度	都市計画法	地区内の市民が地区計画の決定を申し出る制度	地権者、NPO等、地区街づくり協議会等
6、建築協定の手続	建築基準法	地権者の同意を経て締結する建築協定の手続き	地権者

## 第5章 土地取引の届出及び開発調整

1、この章は、流山市の街づくりに影響する大規模な開発等の土地利用に関して必要な手続を定めることにより、グリーンチェーン戦略の推進と、美しい環境づくりに資する開発を誘導することを目的として必要な事項を定める。

2、大規模な土地取引については、事前に届出ることとし、取引後公表することを義務づける。なお、事前の届出にあたっては、市長による情報の提供及び助言ができることとする。

3、開発事業等については、市の掲げるグリーンチェーン戦略や都市計画マスタープラン、さらには低炭素社会の実現を図る観点から、開発構想段階における届出、協議制度を創設する。

4、協議制度については、開発事業者と行政間の協議にとどまらず、近隣住民や開発事業者からの要請に基づいて街づくり委員会に設ける開発調整部会による調整が可能な仕組みを定める。

- 1、 土地取引の届出
  - 1) 大規模土地取引の事前届出
    - ① 大規模土地取引の事前届出
    - ② 市による情報提供及び助言
    - ③ 街づくり委員会（開発調整部会）の意見
  - 2) 大規模土地取引の事後公表等
    - ① 大規模土地取引の事後届出、看板設置、公表
    - ② 近隣住民の説明会開催要請
    - ③ （要請があった場合）説明会の開催
    - ④ 説明会開催結果の報告

1、一定規模以上の土地の取引の事前届出制度を規定する。

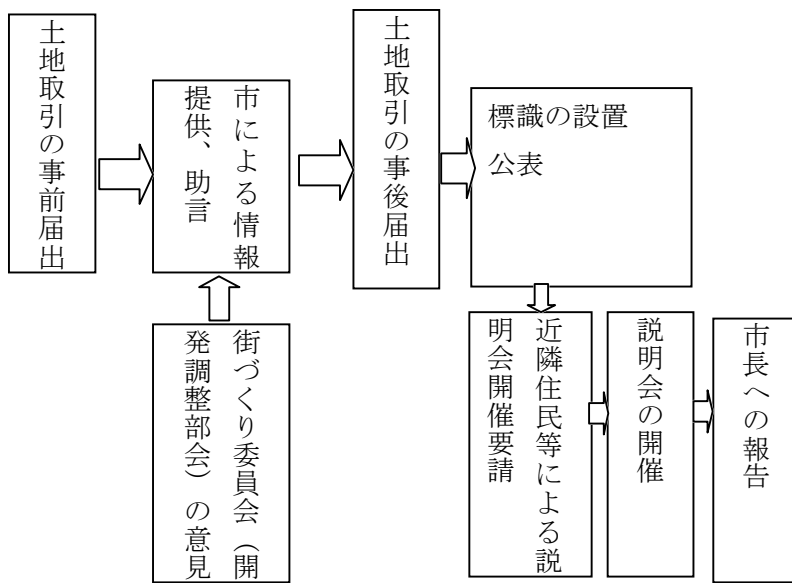
2、土地面積 2,000 m<sup>2</sup>以上（市街化調整区域については 5,000 m<sup>2</sup>以上）の土地取引にあたっては、地権者はあらかじめ契約前に市長に届け出るものとする。ただし、「地区街づくり計画」が定められた地区については、検討する。

3、市長は、届出があったときは、街づくりに関する計画、市が定める条例等、当該土地の街づくりに関し必要な情報の提供を行い、また助言を行うことができる。

4、市長は、前項の助言にあたっては、街づくり委員会（開発調整部会）の意見を聴くことができる。

5、土地を取得した者は、当該土地の近隣住民から説明会の開催の要請があった場合は、当該土地の近隣住民を対象として説明会を開催し土地取得の目的等について説明しなければならない。なお、当該土地の全部または一部が、地区街づくり計画が定められた地区

に存する場合は、地区街づくり協議会は、近隣住民に加えて地区街づくり協議会に対しても説明を行なうものとする。



## 2、 構想段階の届出と協議

### 1) 届出対象

- ① 対象 (大規模開発、大規模建築物、その他)

### 2) 手続き

- ① 説明会
- ② 近隣住民等の意見
- ③ 街づくり・環境配慮(創出)書案の提出
- ④ 配慮書案の公表
- ⑤ 見解書
- ⑥ 市長の助言指導

### 3) 街づくり・環境配慮(創出)指針

- ① 指針は別に定める
- ② 街づくり・環境配慮(創出)事項
  - ア) 街づくりに係る指針
  - イ) 景観に係る指針
  - ウ) みどりに係る指針
  - エ) 低炭素配慮型建築物に係る指針
  - オ) 代替措置(公園緑地の確保又は協力金代替制度)
- ③ 認定制度

### 4) 管理運営努力義務

- ① 配慮建築物の維持管理努力義務
- ② 報告義務
- ③ 認定取消し

1、一定規模以上の開発事業等について、届出協議制度を定める。

#### 届出対象

- ・ 開発条例に規定する開発行為等で次に定めるもの(検討事項)  
建築物の敷地面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上でかつ高さが 15m以上(商業地域、近隣商業地域においては 20m以上)、増築の場合は増築部分の高さが規定以上の高さの場合も含む、建築物の敷地面積の変更にあつては合計面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの、集合住宅の計画戸数が 50 以上(増築、住戸数の変更の場合は、増築又は変更後 50 以上のもの)、特定用途建築物で床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの(増築にあつては増築後の合計面積、用途変更後の床面積以上の用途変更、複合用途の場合は当該用途に係る床面積)

#### 開発条例の規定

#### (届出)

**第6条** 事業区域の面積が3,000平方メートル以上、集合住宅の計画戸数が50以上又は特定用途建築物(※)で床面積が1,000平方メートル以上の規模の事前協議対象事業(以下「大規模開発事業」という。)を行おうとする事業者は、第10条第1項の規定による協議を行う30日前までに、当該大規模開発事業における土地利用計画等の内容を市長に届け出なければならない。

(※) 次に掲げる用途に供する建築物であって、その敷地面積が300平方メートル以上のものをいう。

ア ゲームセンター、カラオケボックス、ホテル又は旅館

イ 墓地、葬祭場又はペット霊園

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に規定する営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む店舗

エ 劇場又は映画館(ドライブインシアターを含む。)

・一定規模以上の資材置き場、路外駐車場、その他工作物の建設を伴わない土地利用変更行為で規則に定めるもの(1,000㎡以上を想定)。

2、近隣説明及び協議

3、届出対象行為で構想案を作成したときは、行為者は、市開発条例に規定する届出前又は市開発条例の届出対象となっていない行為については着手前に市長にその構想案、規則に定める街づくり・環境配慮書案、住民説明会の記録等を添えて市長に届出なければならない。

4、行為者は、前項の届出にあたっては、あらかじめ規則で定める近隣住民に対して説明会を開催しなければならない。なお、当該土地の全部または一部が、地区街づくり計画が定められた地区に存する場合は、地区街づくり協議会は、近隣住民に加えて地区街づくり協議会に対しても説明会を行なうものとする。

5、市長は、届出書の概要、構想案の概要、街づくり・環境配慮書案の概要を公表しなければならない。

6、近隣住民は、行為者に対して前項に掲げる届出書等に意見がある場合は、公表後○日以内に街づくり・環境配慮指針の観点から意見書を市に提出することができる。市長は、これを行為者にすみやかに送付する。

7、行為者は、前項の意見書について見解書を市長に提出するものとする。市長は、当該見解書を公表するものとする。

8、市長は、届出書について、近隣住民の意見を参考に行行為者に街づくり・環境配慮指針に照らして必要な助言指導を行うことができる。

9、街づくり・環境配慮指針

① 市長は、別に街づくり・環境配慮指針を定める。

② 街づくり・環境配慮指針には次に掲げる事項を定める。

- ア) 街づくりに係る指針（都市計画マスタープラン、地域特性への配慮）
- イ) 景観に係る指針（景観計画への配慮）
- ウ) みどりに係る指針（グリーンチェーン戦略の認定基準への配慮）
- エ) 低炭素配慮型建築物に係る指針（建築物については低炭素建築物の指針への配慮）
- オ) 代替措置（上記アからエ）については、一定の範囲で公園緑地の確保又は協力金に換えることができる）

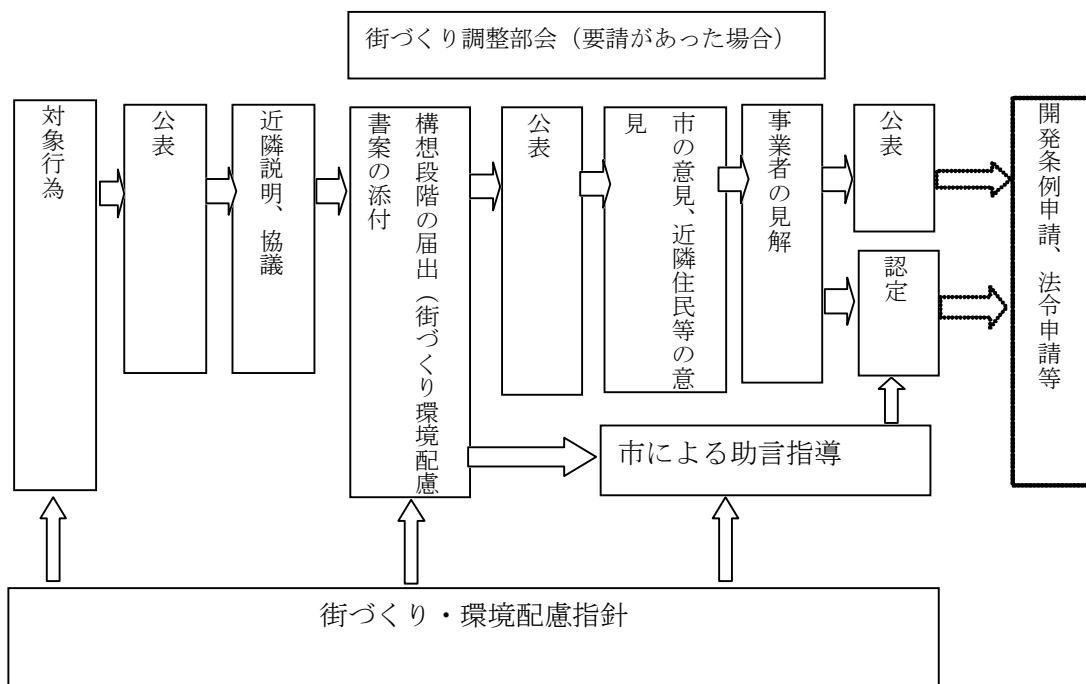
10、認定制度

市長は、建築物について、街づくり・環境配慮指針に基づいた建築物であると認めるときは、街づくり・環境配慮指針認定書を交付することができる。

11、管理運営努力義務

- ① 認定街づくり・環境配慮建築物を管理する者は、その建築物について街づくり・環境配慮の観点から適正な維持管理に努めなければならない
- ② 市長は、認定街づくり・環境配慮建築物を管理する者に対してその維持管理状態について報告を求めることができる。認定街づくり・環境配慮建築物を管理する者は、市長の求めがあったときは、維持管理報告書を提出するものとする。
- ③ 市長は、前項の維持管理運営報告書について街づくり・環境配慮指針に照らして適切に維持管理されていないと認めるとき、または報告書の提出がなかった場合は、認定を取り消すことができる。

なお、絶対高制限高度地区の導入に際しては、配慮基準を遵守した建築物について一定の範囲で高さを緩和できる仕組みを導入する（都市計画で定める）。





### 3、既存建築物等の努力義務

#### ①既存建築物の努力義務

1、この条例の施行の際に、既に存していた建築物等について、その管理者は、街づくり・環境配慮指針に照らして必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 4、建築物等の解体等の届出

#### ①建築物等の解体予定の届出、標識の設置

#### ②近隣住民等への説明

#### ③解体工事にあたっての配慮

1、一定規模以上の建築物、工作物等で規則に定めるものを、解体しようとするときは、あらかじめ市長に規則で定める様式および工事工程、環境配慮報告書等規則で定める書類を付して届出るとともに、当該敷地に解体工事の概要等を記した標識を設置しなければならない。市長は、届出があったときは、周辺の環境保全の観点から必要な助言指導を行うことができる。

2、前項の解体しようとするときは、その所有者または管理者は、近隣住民等に対してあらかじめ説明をしなければならない。なお、建築物の床面積〇〇〇㎡以上の建築物または高さ〇以上の建築物等については、近隣住民等から説明会の開催の要請があったときは、説明会を実施するものとする。

#### 3、解体等にあたっての配慮事項

建築物等の所有者または管理者は、振動、粉塵、騒音等の公害の防止および周辺交通処理に配慮しなければならない。

### 5、街づくり調整

#### ① 調整会開催請求

#### ② 公開による街づくり委員会開発調整部会の開催

#### ③ 助言、あつせん、勧告

#### ④ 調整結果報告書

1、近隣住民又は事業者は、この条例に定める開発事業等について近隣住民と開発事業者が協議し、合意を形成することを目的として、市長に街づくり委員会開発調整部会の開催を要請するよう求めることができることとする。街づくり委員会開発調整部会の求めは、

土地取引の事後公表から60日以内又は開発構想の届出から60日以内とする。近隣住民又は事業者から調整会の開催請求があった場合、または必要と認めるときは、街づくり委員会開発調整部会を開催することができる。

2、開発調整部会は、関係者（または代理人）の出席を求めて、公開による口頭審理を行なう。なお、開発調整部会の委員は、街づくり委員会から選出する。

3、近隣住民、事業者及び市長は、街づくりに関する計画および街づくり環境配慮指針に照らして意見を述べ、事業者は街づくりに関する計画および街づくり環境配慮指針を実現するために必要な調整に応じるよう努力しなければならない。

4、開発調整部会は、近隣住民、事業者及び市長に対し、必要な助言、あっ旋又は勧告を行うことができる。

5、近隣住民、事業者及び市長は、開発調整部会の審理に協力するとともに、開発調整部会の勧告を尊重しなければならない。

6、開発調整部会は、終了後報告書を市に提出し、市はこれを公開するものとする。

#### 参考

狛江市まちづくり条例における「調整会」の規定

（調整会の開催請求）

**第41条** 近隣住民は、開発等事業について事業者と協議し、合意を形成することを目的として、市長に対し、委員会に次条に規定する調整会の開催を要請するよう求めることができる。

2 前項の求めは、第29条第3項の公告の日の後、事業協定が締結される前に行わなければならない。

3 事業者は、第29条第1項の協議が整わないとき、又は近隣住民との合意が困難なときは、市長に対し、委員会に調整会の開催を要請するよう求めることができる。

4 市長は、第1項又は前項の求めを受けたときは、委員会に対し、調整会の開催を要請するものとする。

5 市長は、本条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員会に対し、調整会の開催を要請することができる。

（調整会）

**第42条** 委員会は、前条第4項又は第5項の要請を受けたときは、その委員の中から、調整会の委員3名以上を選出し、調整会を開催するものとする。

2 調整会は、近隣住民、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、公開による口頭審理を行うものとする。

3 調整会は、市民及び有識者等に対し、調整会において、開発等事業について、意見を陳述し、又は情報を提供することを求めることができる。

4 調整会は、近隣住民、事業者及び市長に対し、必要な助言、あっ旋又は勧告を行うことができる。

5 近隣住民、事業者及び市長は、調整会の審理に協力するとともに、調整会の勧告を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（調整会報告書）

**第43条** 調整会は、調整会の終了の後、調整会の議事の要旨、関係人の合意事項、調整会の意見又は勧告、その他必要な事項を記載した報告書（以下「調整会報告書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

2 市長は、調整会報告書が提出されたときは、その旨を公告し、規則で定めるところにより、調整会報告書を縦覧に供しなければならない。

## 第6章 街づくり支援

この章は、この条例の第3章および第4章の諸制度に基づいて市民による街づくりの取組みが効果的にかつ円滑に行なわれることを目的として、市民および地区街づくり協議会等の団体に対して必要な支援について定める。

### 街づくり支援

- ① 街づくり条例の普及、活用に関する情報提供
- ② 専門家派遣制度
- ③ 街づくり助成金（地区街づくり協議会に対して予算の範囲内で助成することができる）
- ④ 街づくり支援組織に対する支援

1、市長は、街づくり条例の周知、活用をはかるため必要な情報の提供に努力しなければならない（シンポジウム、講習会、パンフレット、ホームページ掲載等の施策が考えられる）。

2、第3章で定める都市計画提案者、街づくり提案者、第4章で定める地区街づくり協議会、その他街づくりに関する団体に対して、当該団体等の要請に基づいて街づくり専門家を派遣することができる（規則に委任）。

3、市長は、地区街づくり協議会に対して、期限を定めて助成することができる（規則に委任）。

4、市長は、この条例を市民に周知し又は普及ならびに第3章で定める都市計画提案者、街づくり提案者、第4章で定める地区街づくり協議会、その他街づくりに関する団体に対

して支援を行なうことを目的に設立された団体に対して支援をすることができる。

#### 事例

世田谷区街づくり条例

#### 第4章 街づくりの支援

（地区街づくり協議会への助成）

第25条 区長は、地区街づくり協議会の街づくり活動を支援するために必要があると認めるときは、その運営及び地区街づくり計画の原案の作成に要する経費の一部を助成することができる。

2 前項の規定による助成を受けようとする地区街づくり協議会は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
- (2) 構成員が地区住民等（街づくりに関して知識経験を有する者を含む。）であること。
- (3) 活動が地区住民等の多数の支持を得ていると認められること。

（街づくり支援団体等への助成等）

第26条 区長は、区民等の自主的な街づくり活動を支援するために必要があると認めるときは、当該活動を支援する団体（以下「街づくり支援団体」という。）に対し、当該支援活動に要する経費の一部を助成することができる。

2 区長は、区民等の自主的な街づくり活動を支援することを目的とする信託、基金等に対し、必要な助成、出資等を行うことができる。

#### 第7章補則

##### 1) 適用除外

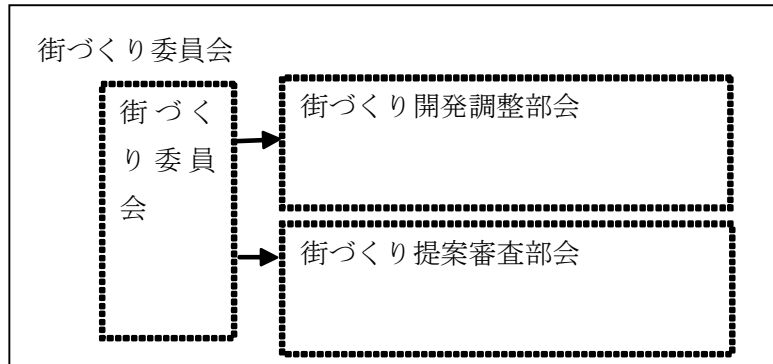
土地取引、開発構想の届出等の適用除外を定める。

##### 2) 組織

###### ①街づくり委員会

②街づくり委員会には、街づくり開発調整部会、街づくり提案審査部会を設ける。

- 1、この条例の運用のため街づくり委員会の設置を定める。
- 2、街づくり委員会には、開発調整を担う街づくり開発調整部会、街づくり提案及び地区街づくり提案を審査する街づくり提案審査部会を設ける。



3) 勧告、公表

土地取引、開発構想の届出等の手続きの実効性を確保するため、届出を行なわない者、手続きに瑕疵があった者に対して勧告、公表、罰則を定める。

4) その他

- ①地位の承継
- ②立入検査
- ③是正命令
- 5) 見直し

1、その他、土地取引、開発構想の届出について届出者のその地位の承継、市職員による立入検査、是正命令等について定める。

2、市長は、街づくりに関する状況の変化への的確な対応及び街づくり計画に即した街づくりに関する施策の効果的な推進を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

事例

武蔵野市まちづくり条例

附則

(見直し)

8 市は、この条例の施行後おおむね5年以内を目途として、まちづくりに関する状況の変化への的確な対応及びまちづくり計画に即したまちづくりに関する施

2011.04.27（骨子案解説書案）

策の効果的な推進を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。